

会計及び資産に関する規程

(昭和二十四年十月十六日会規第六号)

改正 昭和四五年 三月一日四日

平成三一年 三月 一日

令和 三年 三月 五日

第一条 本会は、副会長一名及び理事若干名を経理委員として会計及び資産に関する事項を経理せしめる。

第二条 経理委員は、会計及び資産を明にする帳簿を作成し、これを保管しなければならない。

2 監事は、随時前項の帳簿を監査することができる。

第三条 本会は、一般会計の外に、特定の目的を達するため特別会計を設けることができる。

第四条 予算は、毎会計年度の定期総会に提出するのを常例とする。

2 毎会計年度における四月から予算成立までに要する経費の暫定予算は、一か月当たり前年度の予算の十二分の一とすることを、前年度の予算の議決と同時に議決しておくのを常例とする。

3 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効

- 1 -

するものとし、暫定予算に基く支出又は之に基く債務の負担があるときは、之を当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

第五条 決算は、毎会計年度末において、当該会計年度の経理委員が作成し翌年度の定期総会に提出せられるのを常例とする。

2 決算を作成した前項の経理委員は、総会において決算の説明の任に当らなければならない。

3 前項の総会において当該決算の属する会計年度の監事は監査報告をしなければならない。

第五条の二 会計及び資産に関する事項は、前各条のほか規則で定めることができる。

附 則

第六条 昭和二十五年四月及び五月に要する経費の暫定予算は、昭和二十四年度の予算と同時に議決しておくものとする。

第七条 この会規は、昭和二十四年十月十六日から施行する。

附 則 (昭和四十五年三月十四日第五条改正、第五条の二追加)

この規程は、昭和四十五年四月一日から施行する。

- 2 -

附 則（平成三十一年三月一日改正）

第四条第二項の改正規定は、平成三十一年三月一日から施行する。

附 則（令和三年三月五日改正）

第四条第二項の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。